

# 入札説明書

山口県自治会館解体及び駐車場整備工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、山口県市町総合事務組合の諸規程及び関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和7年8月25日

2. 発注者 山口県山口市大手町9番11号  
山口県市町総合事務組合  
管理者 前田 晋太郎

## 3. 工事概要

(1) 工事名 山口県自治会館解体及び駐車場整備工事

(2) 工事場所 山口県山口市大手町9番11号

(3) 工事内容

敷地面積：約2,300㎡

### 1) 解体工事

ア 事務所棟

延床面積：3681.6㎡

構造階数：鉄筋コンクリート造 6階建て

イ 自転車置場

延床面積：9.6㎡

構造階数：鉄骨造平屋建て

### 2) 駐車場整備工事

ア 通路及び駐車场上屋

構造：鉄骨造

棟数：3棟

延床面積：77.2㎡

イ 駐車場

駐車枠：52台

出入口：機械式ゲート

ウ スロープ

L=18.5m

エ サイン

5箇所

(4) 工期 (予定)

令和7年11月～令和9年1月 (約450日)

(5) その他

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

4. 競争入札参加資格

次に掲げる要件を満たしている者であること。

- (1) この公告の日において山口県内の市町のいずれかにおいて建築一式工事に係る競争入札参加資格を有していること。
- (2) この公告の日までに、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を山口県内に有すること。
- (3) 資格要件
  - 1) この公告の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者ではないこと。
  - 2) この公告の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、山口県内の市町から建設工事の指名停止等の措置を受けていないこと。
  - 3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
  - 4) 法第3条第1項の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた後の営業年数が継続して5年以上であること。
  - 5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - 6) 平成22年4月1日からこの公告の日までの間に完成した工事で、元請負人(共同企業体にあつては、出資比率が20%以上の構成員に限る。)として、建築工事(請負代金が500万円以上であるもの)を施工した実績を有していること。
  - 7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
    - ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者。
    - イ 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受講している者であること。
    - ウ この入札に参加しようとする者との間に、3箇月以上の直接的かつ恒常的

な雇用関係にあること。

- 8) 経営事項審査結果通知書（審査基準日が直近のもの）における建築一式工事の総合評定値が800点以上であること。

## 5. 担当部局

所在地：〒753-0072 山口県山口市大手町9番11号

部局名：山口県市町総合事務組合 業務班

担当者：片上杏子、繁永真司

TEL：083-925-6613（直通）

メール：gyoumu@yck.gr.jp

## 6. 競争入札参加資格の確認等

本件競争入札の参加希望者は、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次にしたがい、本工事に係る一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び添付資料（以下併せて「資格確認申請書」という。）を提出し、発注者から本件競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに資格確認申請書を提出しない者又は本件競争入札参加資格がないと認められた者は、本件競争入札に参加することができない。

### (1) 資格確認申請書の提出方法

- 1) 申請方法：資格確認申請書を2部（1部正本・1部写）作成し提出すること。
- 2) 提出期間：令和7年8月25日(月)～令和7年9月18日(木)  
土曜、日曜及び祝祭日を除く  
10時00分から16時30分まで（12時～13時を除く）
- 3) 提出場所：上記5に同じ。
- 4) 提出方法：提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

### (2) 添付書類及び作成の方法

- 1) この公告の日において山口県内の市町のいずれかにおいて建築一式工事に係る競争入札参加資格を有していることを証明する書類
- 2) 経営事項審査結果通知書（写）（直近のもの）
- 3) 建築工事業に係る特定建設業の許可書（写）（営業年数5年確認可能なもの）
- 4) 施工実績調書（様式2）

ア 上記4（3）6）に掲げる実績があることを的確に判断できる工事の施工実績を記載すること。なお、国内における建築工事受注実績のうち、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

イ 記載した施工実績が証明できる契約書の写し及び同工事の概要が把握できる特記仕様書・平面図等書類、又はその他施工実績を証明できる書類の写し（CORINSデータ、発注者による施工実績証明書等可）を添付すること。

ウ 記載する施工実績の件数は1件でよい。

5) 配置予定技術者調書(様式3)

ア 上記4(3)7)に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者(主任技術者又は監理技術者)の氏名、資格の取得状況等について記載すること。

イ 配置予定の技術者が特定できない場合は、複数の候補技術者について当該調書を提出することができる。

ウ 同一の技術者を重複して別の工事の配置予定の技術者とする場合において、別の工事を落札したことにより当該技術者を配置することができなくなり、入札参加資格を失った場合は入札してはならず、資格確認申請書を提出した者は、直ちに当該申請書を取り下げること。

6) 誓約書(様式4)

入札における申請書類等が相違ないこと及び入札心得を遵守することを誓約するための書類として様式4を提出すること。

7) 返信用封筒(本件競争入札参加資格の結果通知用)

長3号封筒の表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼付すること。

\*上記審査資料以外の参考資料は受理しない。

(3) 本件競争入札参加資格の確認は、資格確認申請書の提出期限の日以降に行うものとし、その結果は令和7年9月22日(月)までにメールで通知し、その後、郵送する。

(4) その他

1) 資格確認申請書及び他の提出書類の作成説明会は行わない。

2) 資格確認申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

3) 発注者は提出された資格確認申請書を、本件一般競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

4) 提出された資格確認申請書は返却しない。

5) 資格確認申請書は提出期限以降に受領しない他、差し替え及び再提出は認めない。

6) 資格確認申請書に関する問い合わせ先は上記5に同じ。

7. 設計図書等の配付方法

設計図書等については、貸与を希望するものに対して配付するものとする。

(1) 配付方法: 設計図書等をCDにて1部配付する。

(別紙山口県自治会館解体及び駐車場整備工事配付資料一覧を参照)

(2) 配付日: 令和7年8月25日(月)～令和7年9月18日(木)

土曜、日曜及び祝祭日を除く

10時00分～16時30分まで(12時～13時を除く)

(3) 配付場所：上記5に同じ。

(4) 留意事項

1) 配付に際しては「設計図書等交付申請書(様式5)」を提出すること。

2) 配付した設計図書等(CD)については、複写分を含め入札の当日までに全て上記5まで返却すること。なお、データを印刷した場合は、各社の責任において廃棄処分し、データの漏洩がないようにすること。

## 8. 現場見学説明会

現場見学説明会は実施しないが、現地確認を希望する者は上記5に申し出て了承を得ること。

## 9. 入札説明書等に対する質問及び回答

(1) 入札説明書及び設計図書等に対する質問がある場合は、次にしたい質問書(様式6-1、6-2)をエクセルファイルによりメールで提出するとともに提出した旨を上記5に電話連絡すること。

1) 受付期間

第1回目：令和7年8月25日(月)～令和7年9月4日(木)

第2回目：令和7年9月8日(月)～令和7年9月11日(木)

土曜、日曜及び祝祭日を除く

それぞれ最終日は16時30分まで

2) 電子データ送付先

gyoumu@yck.gr.jp

(2) 上記9(1)の質問に関しては、質問を提出した者又は資格確認申請書を提出した者全員に対して、下記により回答する。

1) 回答期日：第1回目 令和7年9月8日(月)

第2回目 令和7年9月16日(火)

2) 回答方法：メールによりPDFファイルを送付した後、電話によりその旨を連絡する。

## 10. 入札書、工事費内訳書の提出並びに入札書の開札の日時、提出場所等

(1) 日時：令和7年9月29日(月) 14時00分から

(2) 場所：〒753-0072

山口県山口市大手町9番11号

山口県自治会館2階 大会議室

(3) 提出物

1) 入札書(様式7)

2) 工事費内訳書(紙ベース、1部)

#### (4) その他

- 1) 入札場所への入場に当たっては、本件競争入札参加資格確認通知の写しを提出すること。
- 2) 入札場所への入場は、各社2名以内とする。
- 3) 設計図書等(CD)については、入札の当日までに複写分も全て入札場所又は上記5の場所に持参するか、持参しない場合は上記5の場所あて入札の当日までに必着するよう送付すること。

#### 11. 入札方法等

- (1) 郵送又はFAXによる入札は認めない。
- (2) 代理人が出席して入札する場合は、代表者からの委任状(様式8)を入札時に提出すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札において「山口県市町総合事務組合財務規則」に基づき、予定価格及び最低制限価格を設定する。
- (5) 入札において最低制限価格以上かつ予定価格以下の入札がない場合は、再度入札に移行する。
- (6) 最低制限価格を下回る入札をした者は次の入札に参加できない。
- (7) 入札執行回数は、3回を限度とする。3回目の入札が不調となった場合の手続きについては、発注者より指示する。
- (8) 工事費内訳書の提出がない者は、入札を無効とする。

#### 12. 工事費内訳書の取扱い

- (1) 全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、工事費内訳書の提出に当たっては、(2)～(4)に留意すること。ただし、第1回目の入札が不調となったことにより第2回目、第3回目を実施する場合、第2回目、第3回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出は不要である。
- (2) 提出書面には、作成年月日、工事名、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。
- (3) 工事内訳書の作成に当たり、参考資料として工事参考内訳書(発注者作成分)を配布する。
- (4) 工事参考内訳書(発注者作成分)には参考数量を記入しているが、積算はあくまで設計図書等を踏まえること。

- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (6) 工事費内訳書の記載事項について発注者（設計業務等の受託者を含む）は説明を求めることがある。入札参加者は、説明を求められた場合、その要求を尊重し、対応すること。

### 13. 開札

入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

### 14. 入札保証金及び契約履行保証

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約履行保証

落札者は、工事請負仮契約書（案）第4条に定める契約保証を行うこと。

### 15. 入札の無効

本件入札の公告の日から落札者の決定の日までの間に照会窓口以外の山口県市町総合事務組合の役員・職員に対し本件に関する接触を求めた者の入札、入札公告及び本入札説明書において示した一般競争入札に参加することができない者又は競争入札参加資格のない者の入札、資格確認申請書等山口県市町総合事務組合に提出した書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当する。

### 16. 入札の延期等

次のいずれかに該当する場合、入札の延期・中止・取消しをすることがある。なお、その際は、入札参加者に書面等により通知する。

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。
- (2) 入札が適正に行われないおそれ又は行われなかったおそれがあると認めるとき。
- (3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

### 17. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のなかで、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、入札価格の最も低い者を落札者とする。
- (2) 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、(1)の基準に準じ他の者を落札者とする可能性がある。

- (3) 上記(1)及び(2)において、入札価格の最も低い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) 落札者決定に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。

18. 配置予定技術者の確認

工事請負契約締結後、落札者は、上記6(2)5)の資料に記載した配置予定の技術者を本工事の現場に配置すること。配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は契約を解除することがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、資格確認申請書等の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を変更する場合は、当初の配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19. 手続きにおける交渉の有無：無

20. 契約書作成の要否：要

別添3「工事請負仮契約書(案)」のとおり。

21. 議会議決の要否

議決を要する案件であるため、仮契約書を作成し、議会議決後、山口県市町総合事務組合管理者が契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、本契約としての効力を生ずることとなる。

22. 支払条件

(1) 債務負担行為の年度別支払割合

当該工事は債務負担行為が設定されており、各会計年度における出来高予定額及び支払限度額は、契約額に次表に掲げる割合を乗じた金額とする。ただし、契約締結の際に端数等の調整を行うことがある。

支払年度	出来高予定割合	支払予定割合
7年度	20%	契約額の18%
8年度	80%	契約額の82%

(2) 前払金

各年度における出来高予定額の3割を超えない金額(10万円未満の端数切捨て)を支払う。

(3) 部分払

請求できる回数は、次表のとおりとする。

各年度における出来高予定額	支払回数
1000万円以下	1回以内
1000万円を超え3000万円以下	2回以内
3000万円を超え1億円以下	4回以内
1億円を超えるもの	5回以内

23. 火災保険付保の要否：要

24. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有

25. 関連情報を入手するための照会窓口：上記5に同じ。

26. その他

- (1) 入札参加者は、本入札説明書、別添1「入札時提出資料作成要領」、工事請負仮契約書（案）及び設計図書等を熟読し、これを遵守し公正かつ適正に入札すること。
- (2) 本件競争入札参加資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。
- (3) 入札書、工事費内訳書の提出後、資料内容の確認を行うためヒアリングを行うことがある。
- (4) 入札参加者への各種通知先は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に記載の「担当者連絡先」とする。
- (5) 本件競争入札にかかる入札公告、入札説明書及び別添1「入札時提出資料作成要領」は相互補完的に解釈されるものとする。なお、解釈にあたり曖昧さ又は矛盾が見られる場合は、上述の順序による優先順位に従い解釈されるものとする。
- (6) 本入札説明書、入札時提出資料作成要領及び設計図書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (7) 実施設計図書に関する著作権は、設計者に帰属すること。